

労働者派遣法に基づく情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の第23条第5項に基づき、労働者派遣事業に係る情報を提供いたします。

派遣事業拠点別データ

派遣免許拠点	①派遣労働者の数	②派遣先の数	③マージン率	④教育に関する事項			⑤派遣料金 1日当たり	⑥賃金 1日当たり	⑦雇用安定措置 を講じた人数
				教育訓練の種類	賃金支給	費用負担			
営業部 新横浜営業所	716	30	38.5%	入社時研修、情報セキュリティe-ラーニング、スキル向上e-ラーニング	有給	無償	24,483	15,062	8
営業部 栃木営業所	334	17	40.9%	入社時研修、情報セキュリティe-ラーニング、スキル向上e-ラーニング	有給	無償	20,455	12,072	28
営業部 仙台営業所	113	34	38.3%	入社時研修、情報セキュリティe-ラーニング、スキル向上e-ラーニング	有給	無償	20,130	12,413	8
⑧労使協定の締結の有無		協定締結：有 協定書の有効期間終期：2025年3月31日 協定労働者の範囲：全労働者							

- ①派遣労働者の数

2025年6月1日 時点における派遣労働者の数
- ②派遣先の数

2024年度 に役務の提供を受けた者（派遣先事業所）の数
- ③マージン率

(⑤-⑥) ÷ ⑤を百分率（％）で表記。小数点以下一位未満の端数は、四捨五入とする。
- ④教育に関する事項

労働者派遣事業報告書に記載されている教育内容
- ⑤派遣料金

2024年度 における一人一日（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額。小数点以下は四捨五入し、整数表記。
- ⑥賃金

2024年度 における一人一日（8時間）当たりの労働者派遣者の賃金の平均額。小数点以下は四捨五入し、整数表記。
- ⑦雇用安定措置を講じた人数

2024年度 中に雇用安定措置を講じた人数
- ⑧労使協定の締結の有無

労使協定の締結に関する各種設定を記載